

事務所だより

第190号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

過労死等の労災補償状況

厚生労働省は、令和7年6月25日に令和6年度の「過労死等の労災補償状況」のとりまとめを公表しました。

令和6年度の過労死や仕事のストレスによる精神障害などを理由とした労災補償の請求件数は4810件で、前年度から212件増え、過去最多となっています。実際に過労死等の労災認定された件数も、前年度より196件多い1304件と過去最多となっています。

「過労死等」の定義

「過労死等」は、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義

されています。

精神障害の認定件数

仕事上の強いストレスが原因でうつ病などの精神障害となり、労災認定された人は前年度に比べて増加しています。このうち、自殺や自殺未遂は88人で、9人増加しています。精神障害による労災と認定された人は6年連続で過去最多となりました。【別表1】

精神障害の認定件数

出来事別では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が最多で、次いで「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（カスターマーハラスメント）（カスハラ）となっています。なお、カスハラについて

は、令和5年度から新たに原因項目に追加され、国が「業務に起因する重大なストレス要因」と認めています。【別表2】

カスハラ防止策

昨今、カスハラについて大きな社会問題となっています。今年6月に改正労働施策総合推進法が成立し、企業にカスハラ防止策が義務付けられま

した。

「どのような行為がカスハラにあたるのか」「現場でカスハラに遭遇した場合、誰にどのように報告・相談するのか」「組織としてどのように対応するのか」といった具体的な対応手順をマニュアル化し、社員全員で共有する等、社員が一人で抱え込むことがないようにすることが不可欠です。

【別表1】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
請求件数	2051	2346	2683	3575	3780
決定件数	1906	1953	1986	2583	3494
(支給) 認定率	31.9	32.2	35.8	34.2	30.2

※必ずしも同年度中に決定されているものではない。

【別表2】

具体的な出来事	R5年度		R6年度	
	決定件数	うち支給決定件数	決定件数	うち支給決定件数
上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	286	157	389	224
仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	265	100	358	119
顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	83	52	207	108

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

「教育訓練休暇給付金」

令和7年10月1日スタート

令和7年10月から雇用保険に「教育訓練休暇給付金」が新設されることとなりました。

この制度は、事業主からの業務命令ではなく、従業員が自発的に訓練休暇を取る場合に、経済的な後押しを行うものです。給付金を受けるのは従業員本人ですが、手続に関して事業主が対応します。

どのような制度なのか、ポイントを見ていきましょう。

給付金の概要

教育訓練休暇給付金とは、雇用保険の一般被保険者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得した場合に、訓練・休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付（基本手当）に相当する金額が支給されるものです。従来からある「教育訓練給付金」とは異なります。

主な支給要件

① 休暇開始前2年間に12か月

以上の被保険者期間があること

② 休暇開始前に5年以上雇用保険に加入していた期間があること

③ 業務命令によらず就業規則等に基づいて教育訓練を受けるために無給の休暇を取得していること

給付金の給付内容

給付が受けられる期間は、休暇開始日から起算して1年間で、受給期間内の教育訓練休暇を取得した日です。

給付日額は、原則休暇開始日前6か月の賃金日額に就いて算定されます。失業給付の算定方法と同じで、休暇開始日の前日を離職日とみなして算定します。

所定給付日数は、雇用保険に加入していた期間によって異なります。

給付金受給の注意点

主な注意点は、次のとおりです。

① 教育訓練休暇を取得し、教

育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、休暇開始日より前の被保険者期間がなかったものとみなされることとなります。そのため、失業給付等の被保険者期間を要件とする給付金を受給するためには、新たに支給要件を満たすための加入期間が必要となります。なお、育児介護給付金や教育訓練給付金の支給要件期間に

は影響しないとされています。② 教育訓練休暇中に就労した日は給付を受けられません。副業であっても同様です。③ 受給期間を過ぎた場合、教育訓練休暇給付金の支給は受けられません。

8月の労務手続
「提出先・納付先」

Q 私は飲食店を経営する事業主です。団体予約で急に人手が欲しいときに、いわゆる「スポットワーク」の雇用仲介アプリを利用しようと考えています。

「スポットワーク」の労務管理

A 短時間・単発の就労を「スポットワーク」と称し、空いた時間に働けることの利便性から、最近利用者が急増しています。お尋ねの労務管理の注意点としては、次のようなことがあります。

- ① 事業主とスポットワーカーが直接労働契約を締結しています。雇用仲介アプリ事業者からの派遣ではありません。
- ② 別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人に労働者が応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立します。
- ③ ②の労働契約成立後に事業主の都合で丸1日の休業や仕事の早上がりをさせることになった場合は、休業手当を支払う必要があります。
- ④ 予定の労働時間と異なる時間については、速やかに確認して、労働時間を確定させてください。
- ⑤ 通勤途中や仕事中のケガは、労災保険の対象です。労働保険年度更新の算定基礎賃金集計表の臨時労働者欄に計上します。
- ⑥ 労働災害防止対策やハラスメント対策も事業主の義務となります。

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

中央最低賃金審議会では、7月22日に今年度の最低賃金の目安を決める小委員会を開催しています。全国加重平均で過去最高の6%（63円）以上の目安を示す方向で調整中だとか…（ぎん）

12日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

9月1日

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者ではない労働者）
「公共職業安定所」